

紀の国森づくり基金活用事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的として、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造に関する事業（以下「紀の国森づくり基金活用事業」という。）を実施するに際し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 紀の国森づくり基金活用事業は、紀の国森づくり基金条例（平成17年条例第139号）第1条に規定する目的を達成するために県が実施する事業及び公募により募集した事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「公募事業」という。）とし、事業の内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事業名	区分	内容
森とあそび・まなぶ	(1) 森林の重要性の普及・啓発	森林の現状及び重要性について、シンポジウム、PR冊子の配布など又はインターネット等を活用した双方向の普及・啓発
	(2) 森林を舞台にしたあそび、まなぶ場の提供	森であそびたいという意欲を喚起するとともに遊びを通して森林の重要性等を学べる資料、資材又は場所の整備及び各世代が交流できるような取組など
	(3) 森林環境研修	小中学校の教職員等を対象とした、森林の公益的機能等に関する研修
	(4) 森林・林業体験	
	ア 体験教室（小中学生等対象）	学校林等を活用した森林・林業教室又は身の回りにある「木の製品」若しくは「水道水」などとのつながりをテーマにした川上から川下を含めた体験学習等の実施
イ 体験ツアー（一般対象）	一般の県民の方を対象とした、座学だけではない観光との連携など多彩なメニューによる森林・林業体験の実施	
森をつくる・まもる	(1) 放置され荒廃した森林の整備	
	ア 強度の間伐による森林の公益的機能の回復	花粉を飛散しているスギ等の森林又は採算性の悪化から施業を放棄された森林の強度の間伐等の実施
	イ 県民がふれる機会の多い森林の環境整備	世界遺産周辺又は森林公園及びその周辺の森林など県民のふれる機会の多い森林の整備
	ウ 植栽放棄地への広葉樹等の植栽	伐採後放置された森林の場所に適した樹種の植栽の実施
	エ 里山等の整備	手入れされず、荒廃した里山等で、不要な木竹の伐採又は在来樹種で花の咲く木若しくは紅葉する木などの植栽等の実施

	(2) 異分野の協働による森づくり	農林水産業と観光など、多様な分野の協働による森林づくりの実施
	(3) 歴史的・文化的価値の高い樹木等の保存	森林内の歴史的・文化的価値の高い巨樹、古木等の保存及び繁殖
	(4) 森林整備リーダーの育成	森林の知識又は森林整備の技術、手法等の修得を支援し、NPO、ボランティア団体等の指導者又はリーダーを育成
	(5) 森林の公的管理推進	貴重な自然生態系を持つ森林及び景観保全上重要な森林の公有林化を推進
森を い か す	(1) 公共の場における木材の利活用	都市部の公園又は学校若しくは駅などの公共の場に、県産の間伐材等を利用したベンチ、テーブル又はプランターカバーなどを提供
	(2) 森の宝物の利活用	木の実又はツル及びキノコなど森林から産出される物を活かして新たに行う製品開発又はそのための調査・研究及び地域での小規模なバイオマスの利用等
	(3) 森林の利活用に関する調査・研究等	森林空間の利活用に必要な調査・研究等の実施
4 提 起	1、2、3以外	紀の国森づくり基金条例（平成17年和歌山県条例第139号）の趣旨に合致する活動等

2 「森をつくる・まもる」事業は、次に掲げる効果を生み出すことを目的として、別表に定める協定等により実施するものとする。

(1) 人と森との共生

ア 花粉症の原因となるスギ等の花粉の飛散量の減少

イ 里山等の環境保全

ウ 保健休養機能の向上

(2) 水源のかん養等森林の公益的機能の発揮

(3) 文化的景観の維持・保全

（事業主体）

第3条 事業主体は、県、市町村及び県内に事務所又は営業所を有する法人その他の団体等とする。

（事業実施場所）

第4条 森林整備等の事業のうち、ハード事業については、以下に掲げるいずれかの場所（過去に他の公金を使って森林整備に関する事業を実施した場所であって、当該事業の実施から5年以上経過していない場所を除く。）で実施するものとする。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に規定する地域森林計画対象森林（以下「5条森林」という。）及び5条森林に編入することができる森林

(2) 森林公園又はこれに類する場所

(3) 竹林対策が必要な場所

2 事業実施場所が、森林法、自然公園法（昭和32年法律第161号）、砂防法（明治30年法律第29号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）その他の法令等の規制に係るものである場合には、事業主体において必要な手続をとるものとする。

(補助事業)

第5条 第2条に規定する公募事業に関する事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、紀の国森づくり基金活用事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行し、平成20年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年12月25日から施行し、平成21年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年12月 4日から施行し、平成21年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 3月 8日から施行し、平成25年度に実施する事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年 3月25日から施行し、平成28年度に実施する事業から適用する。

別表（第2条関係）

実施主体	協定の当事者	協定書に記載する条件
県又は市町村	事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長と森林所有者との2者	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の完了の翌年度から起算して最低20年間は森林として適正に管理するとともに、皆伐をしてはならないこと。 2 スギ・ヒノキ等の人工林においては、環境林として位置づけるとともに80年生まで皆伐をしてはならないこと。
団体等	事業を実施しようとする場所を管轄する市町村長と森林所有者と実施主体との3者	<ol style="list-style-type: none"> 3 事業終了後の管理責任者等を明確にすること。 4 事業の実施後、その森林を紀の国森づくり基金を活用した森林・林業教室等に使用する依頼があった場合は、特別な事情がない限り、応じるものとする